令和８年度版

市税のしおり

～わかりやすい市税～



枚方市　ひこぼしくん

市　民　税　課

目　次

市税収入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
市税１万円あたりの使いみち・・・・・・・・・・・・・・２
枚方市の市税の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
市民税
個人市民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
法人市民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
軽 自 動 車 税・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
事業所税・入湯税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
市たばこ税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
鉱　産　税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

Ｑ＆Ａ目次

個人市・府民税

〈個人市・府民税を納める人について〉
Ｑ.年の途中で引っ越した場合の
個人市・府民税はどうなるの？・・・・・・・・３９
Ｑ.死亡した人の個人市・府民税は
どうなるの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
〈個人市・府民税課税・非課税について〉
Ｑ.パートやアルバイトで収入があった
場合の個人市・府民税はいくら以上で
かかる？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
Ｑ.所得税は発生しないが、
市・府民税税額決定通知書が届いた。
どうして？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
Ｑ.個人税・府民税が課税か非課税か
知るにはどうしたらよいの？・・・・・・・・・４０
〈申告関係について〉
Ｑ.無収入の場合の申告は必要？・・・・・・・・４０
Ｑ.給与所得以外の所得が２０万円以下の
場合の申告は必要？・・・・・・・・・・・・・・・・４０
Ｑ.公的年金のみの場合の申告は
どうしたらよいの？・・・・・・・・・・・・・・・・４１
Ｑ.公的年金からの市・府民税の
特別徴収の引き去りは？・・・・・・・・・・・・・４１
Ｑ.扶養控除の要件とは？・・・・・・・・・・・・・４２
Ｑ.医療費を支払ったときの
医療費控除額は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
Ｑ.妻の公的年金から特別徴収される
介護保険料などの社会保険料控除の
適用範囲は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
Ｑ.生命保険金の受取後の
税金はどうなるの？・・・・・・・・・・・・・・・・４３
Ｑ.上場株式等の配当（大口株主等を除く。）
の申告は必要？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
Ｑ.源泉徴収口座内の上場株式等の
譲渡所得の申告は必要？・・・・・・・・・・・・・４４
〈退職について〉
Ｑ.中途で退職した場合の個人市・府民税は
どうなるの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
Ｑ.退職した翌年に個人市・府民税納税通知
書が送付されてきたがどうして？・・・・・４５
〈その他〉
Ｑ.個人市・府民税課税（所得）証明書の
請求手続きはどこでできるの？・・・・・・・４５
Ｑ.給与支払報告書の提出は
どのようにするの？・・・・・・・・・・・・・・・・４５
Ｑ.ふるさと納税の上限額を知るには
どうしたらいいの？・・・・・・・・・・・・・・・・４５

法人市民税

Ｑ.事業年度途中で事務所等を廃止した
場合の均等割はどうなるの？・・・・・・・・・４６
Ｑ.法人市民税申告書等の
提出はどのようにするの？・・・・・・・・・・・４６
Ｑ.特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の
法人市民税は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

軽自動車税

Ｑ.年度途中で廃車した場合の
軽自動車税はどうなるの？・・・・・・・・・・・４７
Ｑ.バイク（原動機付自転車）が
盗難された場合の手続きは
どうしたらよいの？・・・・・・・・・・・・・・・・４７

事業所税

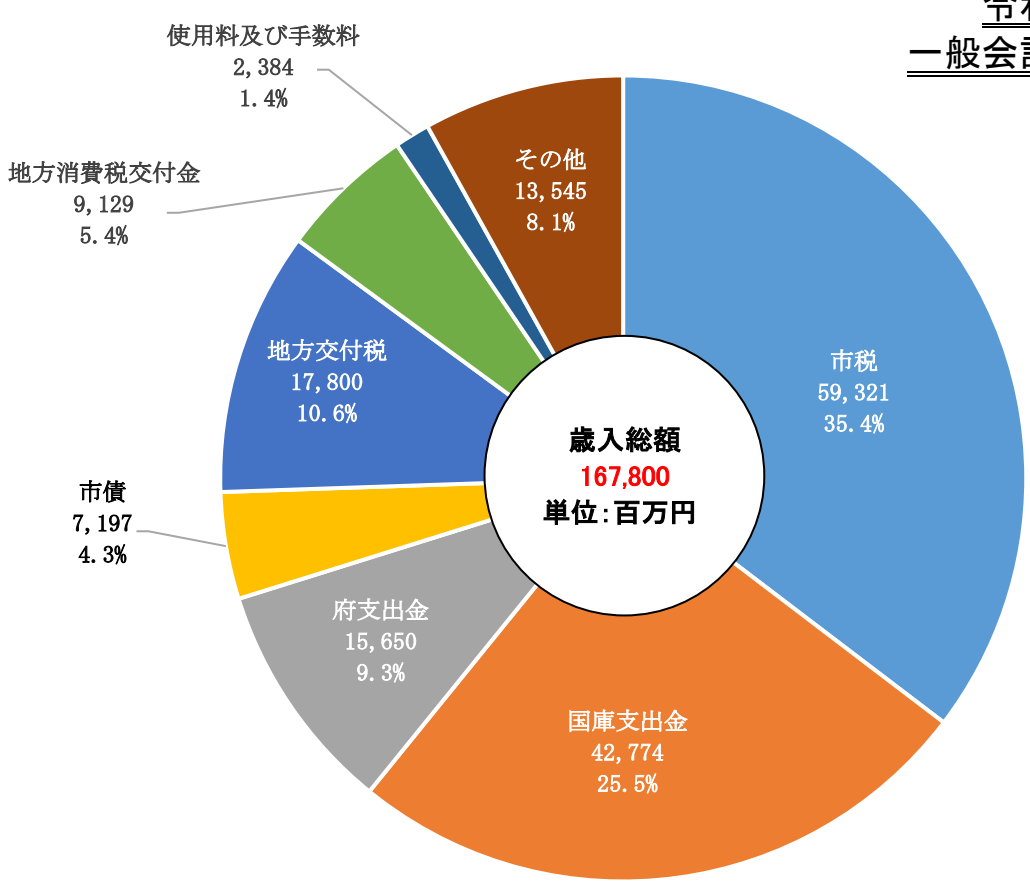
Ｑ.貸ビル等を所有している場合の
事業所税はどうなるの？・・・・・・・・・・・・・４７

市税に関する証明と閲覧・・・・・・・・・・・・４８
市税等に関するお問合せ・・・・・・・・・・・・４９

市税収入について

枚方市では、みなさんの生活に関わりのあるさまざまな仕事を行っています。市税はこれらの仕事を進める上で、最も大切な財源です。
枚方市の市税収入は、令和 8 年度当初予算額で、593億2100万円、一般会計に占める割合は35．4%となっています。（市民一人あたり換算15万1,301円）

令和8年度
一般会計予算（歳入）



市　　税	市民のみなさんが納めていただく税金
国庫支出金	福祉など特定の事業を行うため国が交付
市　　債	道路や学校施設の整備などのための借入金
府支出金	福祉など特定の事業を行うため府が交付
地方交付税	一定の行政サービスが確保できるよう国が交付
地方消費税交付金	地方消費税を人口等に応じて府が交付

市税１万円あたりの使いみち

枚方市の市税を１万円として考えた場合、次のような割合でみなさんの生活のあらゆる分野に有効に活用されています。



消防、災害対策
など

その他
121円

消防費
283円

戸籍・住民登録、
選挙、統計調査など

子育て、高齢者福祉、
障害者福祉、生活保護など



総務費
816円

市債の
返還金など

公債費
685円

小中学校、
図書館の管理運営
など

教育費
1,038円

民生費
5,251円

衛生費
908円

ごみ処理、保健、衛
生など

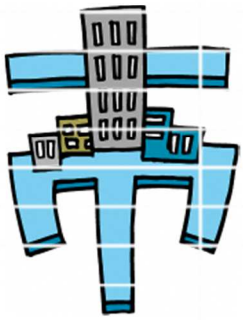
土木費
898円

道路・河川・公園
の整備など



※　令和８年度当初予算のうち、一般会計の歳出を目的別に示しています。

枚方市の市税の種類



市　税

普通税

使い道が特定されておらず、どのような事業等の費用にも充てることができる税金です。

- **市民税**
 個人市民税と法人市民税があります
- **固定資産税**
 土地・家屋・償却資産の所有者に課する税金
- **軽自動車税**
 軽自動車等の所有者等に課する税金
- **市たばこ税**
 日本たばこ産業㈱や、特定販売業者が小売店に売り渡したたばこに対して課する税金
- **鉱産税**
 鉱物の掘採事業に対し、鉱業者に課する税金
- **特別土地保有税**
 平成 15 年以降、新規課税停止

目的税

使い道が特定されている税金です。

- **事業所税**
 一定規模以上の事務所、事業所に課する税金
- **都市計画税**
 市街化区域の土地・家屋の所有者に課する税金
- **入湯税**
 鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する税金

市民税

１．個人市民税（個人市・府民税・森林環境税）

■均等割と所得割

個人の市民税は、市民のみなさまに広く一定の税額を負担していただく均等割と、その人の所得金額に応じて負担していただく所得割があります。

■市民税と府民税

個人の市民税と同じような税金に個人の府民税があります。個人の府民税は税率が違うだけで、課税の仕組みは個人の市民税とほぼ同じです。府民税は枚方市で併せて課税し、市民税と府民税を併せて納付していただくことになります。

なお、納付していただいた府民税については、枚方市から大阪府に払い込みます。

■所得税と個人市・府民税

個人市・府民税は、住民のみなさまにとって身近な行政サービスの費用を、それぞれの負担能力に応じて分担し合うという性格の税金であることから、所得税よりも納める人の範囲は広くなっています。

また、所得税は基本的には納税義務者が税額を計算して税金を納める仕組みとなっていますが、個人市・府民税は、市が税額を計算して納税義務者に納税通知書を送付することで税金を納めていただく仕組みとなっています。なお、所得税は国の税金であり、税務署が所管しています。

■森林環境税（国税）

森林環境税は、令和６年度より国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、個人市・府民税均等割と併せて１人年額1,000円を市区町村が徴収します。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県や市区町村へ譲与されます。

※個人市・府民税均等割が非課税の場合は、森林環境税も非課税となります。

■個人市・府民税を納める人（納税義務者）

個人市・府民税を納める人は次のとおりです。

納　税　義　務　者 （1月1日現在の状況で判断します。）	納　め　る　べ　き　税　金	
	均等割額	所得割額
市内に住所がある人	○	○
市内に事務所、事業所又は家屋敷がある人で、市内に住所のない人	○	―

市内に住所や事務所があるかどうかは、その年の１月１日（賦課期日）現在の状況で判断されます。
令和８年１月１日以前に死亡した人には令和８年度の個人市・府民税はかかりません。
令和８年１月２日以降に枚方市から他の市町村に転出した人は、令和８年度の個人市・府民税は枚方市で課税されます。

★住所地の認定★

原則として住民基本台帳によりますが、住民基本台帳に記録されていなくても、１月１日現在、枚方市に居住していることが客観的に判断される場合は、枚方市で課税されます。

■個人市・府民税が課税されない人

個人市・府民税の非課税限度額

均等割がかからない人 （均等割の非課税）	前年中の 合計所得金額	≦35万円 ×	本人、同一生計配偶者 及び扶養親族の合計数	＋10万円 ＋	加算額21万円 ※1	
所得割がかからない人 （所得割の非課税）	前年中の 総所得金額等 の合計額	≦35万円 ×	本人、同一生計配偶者 及び扶養親族の合計数	＋10万円 ＋	加算額32万円 ※2	

※１※２　「２１万円」、「３２万円」の加算は、同一生計配偶者又は扶養親族がある場合のみ。
（この場合の扶養親族には年齢１６歳未満の年少扶養親族も人数に含まれます。）

均等割・所得割の非課税基準の判定

◎公的年金等収入のみ、かつ６５歳以上（昭和３６年１月１日以前生まれ）の人で
同一生計配偶者を扶養されている人に対し**均等割**がかからないＡさんの例

本人　同一生計配偶者
前年中の合計所得金額　≦　３５万円 ×（　１　＋　１　）＋１０万円＋ 加算額２１万円＝１０１万円

※　２１万円の加算は同一生計配偶者又は扶養親族がある場合のみ
公的年金等収入２，１１０，０００円の場合、合計所得金額は１，０１０，０００円
１，０１０，０００円（前年中の合計所得金額）　≦　１，０１０，０００円（均等割非課税限度額）
公的年金等収入２，１１０，０００円以下であれば**均等割**は**非課税**となります。

◎公的年金等収入のみ、かつ６５歳以上（昭和３６年１月１日以前生まれ）の人で
同一生計配偶者を扶養されている人に対し**所得割**がかからないＢさんの例

本人　同一生計配偶者
前年中の総所得金額等　≦　３５万円 ×（　１　＋　１　）＋１０万円＋ 加算額３２万円＝１１２万円

※　３２万円の加算は同一生計配偶者又は扶養親族がある場合のみ
公的年金等収入２，２２０，０００円の場合、総所得金額等は１，１２０，０００円
１，１２０，０００円（前年中の総所得金額等）　≦　１，１２０，０００円（所得割非課税限度額）
公的年金等収入２，２２０，０００円以下であれば**所得割**は**非課税**となります。

合計所得金額とは・・・
　申告分離課税分（分離譲渡所得の特別控除前）を含むすべての所得の合計額で、損失に係る繰越控除適用前の金額です。

総所得金額等の合計額とは・・・
　申告分離課税分を含むすべての所得の合計額で、損失に係る繰越控除適用後の金額です。

●均等割も所得割も両方かからない人（非課税）

・１月１日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人

※注意：医療扶助・教育扶助等の扶助を受けていても、生活扶助を受けていない場合は、非課税にはなりません。

・障害者、未成年者、寡婦、又はひとり親に該当する人で、前年中の合計所得金額が１３５万円以下の人

・未成年者：平成２０年１月３日以降生まれ

合計所得金額１３５万円を収入に換算した場合の限度額

給与収入のみの場合		2,043,999 円
公的年金等収入のみの場合	65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)	2,450,000 円
	65歳未満(昭和36年1月2日以降生まれ)	2,166,667 円

■個人市・府民税の申告

１月１日現在枚方市に居住し、前年中（１月１日から１２月３１日）に所得があった人は、３月１５日までに申告書を提出してください。ただし、次の項目に該当する人は、原則個人市・府民税の申告をする必要はありません。

・所得税の確定申告をする人

・前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から枚方市に給与支払報告書が提出されており、給与支払報告書に記載分以外の追加の控除（医療費控除など）がない人

・前年中の所得が公的年金等収入のみで、その源泉徴収票に記載分以外の追加の控除（医療費控除や生命保険料控除等）がない人

※　前年中に所得がない場合や所得が少なく個人市・府民税が全くかからない場合、通常、申告する必要はありませんが、次の項目に該当する場合など必要に応じ、申告してください。

・国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人

・所得に関する証明が必要な人（公営住宅、保育所入所申請等）

■納税の方法・納期

個人市・府民税の納税にあたっては普通徴収と特別徴収（給与・年金）の２種類の方法があります。

① 普通徴収

事業所得等の個人市・府民税は、市から送付する納税通知書により、以下の納期に係る納期限までに、納付書に記載の金融機関（銀行・郵便局など）・コンビニエンスストア（１回の支払いが３０万円以下のものに限る。）・市役所納税課等にて納めていただくことになります。

また、地方税お支払いサイトを利用して納付することが可能です。納付書のＱＲコードを読み取るかｅＬ番号を入力することで納付できます。

地方税お支払いサイトへのアクセスはこちら（https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser）または右記のＱＲコードからお願いします。

納　期:	6月	8月	10月	12月
	（1期）	（2期）	（3期）	（4期）

② 給与からの特別徴収

給与所得者の個人市・府民税については、勤務先などの給与支払者（給与所得に係る特別徴収義務者）を通じて、給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書を送付します。これに基づき、給与所得に係る特別徴収義務者が給与所得者の毎月の給料から税額を徴収し、翌月の１０日までに枚方市に納入します。徴収の期間は６月から翌年５月までとなります。

③ 公的年金からの特別徴収

公的年金受給者の納税の便宜や徴収の効率化を図るため、平成２１年１０月より個人市・府民税の公的年金からの特別徴収制度が導入されました。

公的年金受給者の公的年金等雑所得に係る個人市・府民税については、年金保険者（公的年金等雑所得に係る特別徴収義務者）が年金支給時に以下のとおり税額を徴収し枚方市に納入します。

公的年金等雑所得に係る特別徴収税額の決定通知書は、税額を徴収する人に対し市から送付します。

（ア）今年度から特別徴収が開始される人（前年度特別徴収が停止になった人を含む。）

納期･徴収月		6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収			公的年金からの特別徴収		
徴収税額		公的年金等雑所得に係る年税額の4分の1ずつ		公的年金等雑所得に係る年税額の6分の1ずつ		

（イ）前年度から特別徴収が継続される人

納期･徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	公的年金からの特別徴収(仮徴収)			公的年金からの特別徴収(本徴収)		
徴収税額	前年度の公的年金等雑所得に係る年税額の6分の1ずつ			(公的年金等雑所得に係る年税額－8月分までの徴収税額)の3分の1ずつ		

（注意）

・対象は令和８年の４月１日に６５歳以上で市・府民税が課税される公的年金受給者です。
・老齢基礎年金等の金額が１８万円未満の人、介護保険を特別徴収されていない人、特別徴収税額が老齢基礎年金等の金額を超える人は対象外です。
・公的年金からの徴収税額は、公的年金等雑所得に係る税額のみです。公的年金等雑所得以外の所得に係る税額（給与から特別徴収するものを除く。）については普通徴収となります。

所得の内容や状況により、①普通徴収、②給与からの特別徴収、③公的年金からの特別徴収の３つの方法を組み合わせ（併用）て納めていただく場合があります。それぞれの徴収方法による税額の算定については、市民税課までお問合せください。

■個人市・府民税の計算の概要

(1)　所得金額の算出

収入金額　－　必要経費　－（特別控除）　＝　所得金額（合計所得金額）

- 収入金額：給与収入、公的年金等収入、事業収入　等
- 必要経費：給与所得控除、公的年金等控除、必要経費　等
- 所得金額：給与所得、雑所得（公的年金等）、事業所得　等

合計所得金額が均等割の課税判定基準となります。

(2)　課税標準の算出

所得金額（総所得金額）　－　所得控除　＝　課税総所得金額（課税標準）（１，０００円未満端数切捨て）

繰越控除適用後の所得金額です。

- 所得控除：基礎控除、扶養控除、配偶者控除、社会保険料控除、医療費控除　等

※　土地建物等譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等については、分離課税とされています。

(3)　所得割額の算出・・・市民税、府民税それぞれで算出

課税総所得金額　×　税率　－　税額控除　＝　所得割額（１００円未満端数切捨て）

- 税率：市民税６％、府民税４％
- 税額控除：調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除　等

※　分離課税とされる所得割額は、別に定められた税率により算出します。

(4)　個人住民税の年税額の算出　（納税・税額決定通知書にて通知、納税方法についてはＰ.７参照）

所得割額　＋　均等割額　＋　森林環境税　＝　年税額

- 均等割額：市民税3,000円、府民税1,300円
- 森林環境税：国税1,000円

＜参考＞　所得税の算出

課税所得金額　×　税率　－　税額控除　＝　所得税額

税率：５%～４５%の超過累進税率

平成２５年から令和１９年までの２５年間は、所得税額に復興特別所得税（所得税額の２．１%）を加算します。

■所得の種類と所得金額の計算方法

●所得金額

所得は１０種類に区分され、所得の種類によって所得金額の計算方法が異なります（下表参照）。所得金額は、前年１年間（１月１日～１２月３１日）の収入から必要経費等を差し引いたもので、個人市・府民税の税額計算の基礎となります。

所得の種類			所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子		収入金額　※注1
配当所得	株式や出資の配当など		収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	地代、家賃、権利金など		収入金額－必要経費
事業所得	事業をしている場合に生じる所得		収入金額－必要経費
給与所得	勤務先から支払われる給料、賃金、賞与など		収入金額－給与所得控除額
退職所得	退職金など		（収入金額－退職所得控除額）×1/2　※注2
山林所得	山林を売った場合に生じる所得		収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	土地、車両、ゴルフ会員権などの資産を売った場合に生じる所得		収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額 ※　総合長期譲渡所得の金額は、他の所得と総合課税する際にその2分の1が課税対象とされます。
	短期	保有期間が5年以内の資産の譲渡	
	長期	保有期間が5年を超える資産の譲渡	
一時所得	懸賞の賞金品、生命保険契約に基づく一時金など		収入金額－必要経費－特別控除額 ※　一時所得の金額は、他の所得と総合課税する際にその2分の1が課税対象とされます。
雑所得	他のいずれの所得にも該当しない所得	公的年金等	公的年金等収入金額－公的年金等控除額
		業務	収入金額－必要経費
		その他	

※注１　利子所得のうち、国内で支払われるものについてほとんどの場合、所得税１５％、住民税５％の源泉分離課税となっています。平成２５年１月１日以降に支払われる利子等については、源泉所得税のほか、源泉所得税額に２．１％の税率を乗じて計算した金額が復興特別所得税として源泉徴収されます。

※注２　退職所得は、原則として支払いを受けた年の分離課税となり、退職所得の支払者が特別徴収により納入します。

退職所得の算定において、勤続年数５年以内の法人役員等については平成２５年１月１日以降に支払われる退職金より、退職収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に２分の１を乗じる措置を廃止した上で計算します。

また、令和４年１月１日以降に支払を受ける退職所得の算定において、勤続年数５年以内の法人役員等以外の退職金についても雇用の流動性等に配慮し、退職所得控除額を控除した残額のうち３００万円を超える部分について、２分の１課税を適用しません。

●給与所得の計算について

給与所得金額を算出する場合、必要経費にかわるものとして、収入金額から給与所得控除額を差し引くことになっています。

給与所得控除額は、給与収入金額に応じた一定金額となり、下表の算式により給与所得の金額を算出することができます。

令和８年度の給与等の所得の算出表（１円未満の端数は切り捨て）

給与等の収入金額	給与所得の金額	
～ 650,999円	0円	
651,000円 ～ 1,900,000円	給与収入 － 650,000円	
1,900,001円 ～ 3,599,999円	給与収入÷4 （千円未満切り捨て） （A）	（A）× 2.8 － 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		（A）× 3.2 －440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	給与収入 × 0.9 － 1,100,000円	
8,500,000円 ～	給与収入 － 1,950,000円	

令和７年度までの給与等の所得の算出表（１円未満の端数は切り捨て）

給与等の収入金額	給与所得の金額	
～ 550,999円	0円	
551,000円 ～ 1,618,999円	給与収入 － 550,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	給与収入÷4 （千円未満切り捨て） （A）	（A）× 2.4 ＋100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円		（A）× 2.8 － 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		（A）× 3.2 －440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	給与収入 × 0.9 － 1,100,000円	
8,500,000円 ～	給与収入 － 1,950,000円	

●公的年金等に係る雑所得の計算について

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが公的年金等に係る雑所得の金額となります。

公的年金等控除額は、受給されている人の年齢と公的年金等の収入額に応じて定められています。

次の算式により、公的年金等に係る雑所得を算出することができます。

公的年金等の雑所得の算出表　（１円未満の端数は切り捨て）

65歳未満の人（昭和36年1月2日以降に生まれた人）	
公的年金等収入金額：(a)	公的年金等雑所得金額
～　1,300,000円	(a)－600,000円
1,300,001円　～　4,100,000円	(a)×75%－275,000円
4,100,001円　～　7,700,000円	(a)×85%－685,000円
7,700,001円　～　10,000,000円	(a)×95%－1,455,000円
10,000,001円　～	(a)－1,955,000円

65歳以上の人（昭和36年1月1日以前に生まれた人）	
公的年金等収入金額：(a)	公的年金等雑所得金額
～　3,300,000円	(a)－1,100,000円
3,300,001円　～　4,100,000円	(a)×75%－275,000円
4,100,001円　～　7,700,000円	(a)×85%－685,000円
7,700,001円　～　10,000,000円	(a)×95%－1,455,000円
10,000,001円　～	(a)－1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下の場合は、下波線の金額が 10 万円、2,000 万円超の場合は 20 万円引き下げられます。

●所得金額調整控除について
給与所得控除や基礎控除などの見直しが行われたことにより、令和３年度から所得金額調整控除が創設されました。制度の概要は以下のとおりです。

１、子ども・特別障害者等を有する方の所得金額調整控除
前年中の給与等の収入金額が 850 万円を超える給与所得者で、次のいずれかに該当する場合には、給与所得から下記の計算式で算出した所得金額調整控除を控除します。

・本人が特別障害者に該当する方
・２３歳未満の扶養親族を有する方
・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方

【所得金額調整控除の計算】
｛給与等の収入金額（1,000 万円超の場合は 1,000 万円）－850 万円｝×10%＝控除額※
※１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

また、この控除は扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。
例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が 850 万円を超えており、夫婦の間に２３歳未満の扶養親族である子がいる場合には、その夫婦双方が、この控除を受けることができます。

２、給与所得と年金所得の両方を有する方の所得金額調整控除
次に該当する場合に、給与所得から所得金額調整控除を控除するものです。

・給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が 10 万円を超える方

【所得金額調整控除の計算】
｛給与所得控除後の給与等の金額（10 万円超の場合は 10 万円）＋公的年金に係る雑所得の金額（10 万円超の場合は 10 万円）｝－10 万円＝控除額

（注意）上記１の所得金額調整控除に適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

■所得控除の種類と金額

配偶者や扶養親族の有無、病気や災害などによる臨時的出費の有無などの納税者の個々の事情を配慮して、所得金額から差し引くことのできる金額です。

控除の種類	要件　及び　控除額
雑損控除	●前年中に災害などにより財産に損害を受けた場合 損失の金額－保険金等により補てんされる金額 ＝(A) ①　(A)の金額 －(総所得金額等の合計額 ×10%) ②　(A)の金額のうち災害関連支出の金額－5万円　　※ ①と②とのいずれか多い方の金額 添付書類・・・災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書
医療費控除	医療費控除か、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）か、いずれかを選択することになります。 ●医療費控除　※限度額２００万円 前年中に支払った医療費－保険等により補てんされる金額－(総所得金額等の合計額の5%又は 10万円のいずれか少ない方の金額) 添付書類・・・医療費控除の明細書（令和３年度の申告から必須） ※　領収書の代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。ただし、明細書の記入内容の確認を求める場合があるので、医療費の領収書は自宅で５年間保管する必要があります。 ●医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） （スイッチＯＴＣ医療品購入費－保険等により補てんされる金額）－１万２千円※限度額８万８千円 添付書類・・・セルフメディケーション税制の明細書、申告する方の健康の保持増進及び疾患の予防への取組を行ったことを明らかにする書類 ※いずれの医療費控除も領収書の代わりに、医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書の添付が必要となりました。ただし、明細書の記入内容の確認を求める場合があるので、医療費の領収書は自宅で５年間保管する必要があります。
社会保険料控除	●前年中に支払った社会保険料の金額（国民健康保険・国民年金・介護保険など） 添付書類・・・国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等
小規模企業共済等掛金控除	●前年中に小規模企業共済制度等に基づく掛金を支払った場合 国民年金基金連合会が確定拠出年金法の規定により実施する個人型年金制度に基づく掛金及び地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支払った掛金の全額 添付書類・・・支払った掛金額の証明書

生命保険料控除

●前年中に生命保険契約等に基づく生命保険料又は掛金を支払った場合

① 新契約（平成２４年１月１日以降に締結）の保険契約等にかかる控除額

平成２４年１月１日以降に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ下の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

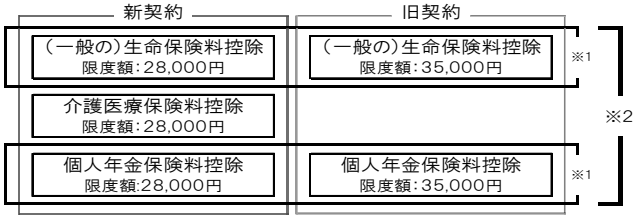
年間の支払保険料等	控 除 額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超　32,000円以下	支払保険料等×1/2＋ 6,000円
32,000円超　56,000円以下	支払保険料等×1/4＋14,000円
56,000円超	一律28,000円

② 旧契約（平成２３年１２月３１日以前に締結）の保険契約等にかかる控除額

平成２３年１２月３１日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ下の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控 除 額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超　40,000円以下	支払保険料等×1/2＋ 7,500円
40,000円超　70,000円以下	支払保険料等×1/4＋17,500円
70,000円超	一律35,000円

③ 生命保険料控除額の算出



※1 適用する生命保険料	限度額
新契約のみ	28,000 円
旧契約のみ	35,000 円
新･旧の両方	28,000 円

（一般の）生命保険料控除、個人年金保険料控除とも、①により算出した額（新契約分）と②により算出した額（旧契約分）の合計額が控除額となります。ただし、限度額は右上表のとおりです。（※１）旧契約のみ適用（限度額３５，０００円）の方が有利な場合は、その選択も可能です。

（一般の）生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計額が生命保険料控除額となります。ただし、限度額は７０，０００円です。（※２）

添付書類・・・支払額などの証明書

地震保険料控除

●前年中に地震保険又は長期の損害保険の保険料を支払った場合、下表の金額

区 分	年間の支払保険料の合計	控 除 額
地震保険	50,000円以下	支払保険料の1/2
	50,000円超	一律25,000円
長期の損害保険 ※ 保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの（平成18年12月31日までの締結分に限る。）	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,000円超　15,000円以下	支払保険料×1/2＋2,500円
	15,000円超	一律10,000円

※ 支払った保険料が地震保険と長期の損害保険の両方がある場合は、

地震保険について上表により求めた金額＋長期の損害保険について上表により求めた金額（最高２５，０００円）

添付書類・・・支払額などの証明書

人的控除

障害者控除

本人及びその同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合
※　扶養親族が年少扶養親族（年齢１６歳未満の扶養親族）である場合においても適用されます。

（イ）特別障害者…障害者のうち重度の障害がある人 例）身体障害者手帳１級又は２級の人、療育手帳Ａの人など	同居特別障害者	５３万円
	特別障害者	３０万円
（ロ）（イ）以外の障害者		２６万円

寡婦控除（※）

夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方、又は、夫と離別後再婚しておらず子以外の扶養親族を有する方で、前年中の合計所得金額が５００万円以下の方

２６万円

ひとり親控除（※）

婚姻歴の有無に関わらず、前年中の総所得金額等の合計額が５８万円以下の生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）を有する、前年中の合計所得金額が５００万円以下のひとり親の方

３０万円

勤労学生控除

前年中の合計所得金額が８５万円以下で勤労によらない所得金額が１０万円以下の勤労学生

添付書類・・・学校や法人から交付を受けた証明書

２６万円

配偶者控除

本人の前年中の合計所得金額が１，０００万円以下であり、配偶者の前年中の合計所得金額が５８万円以下の方（前年中に死亡した配偶者も含む）

	納税義務者の合計所得金額		
	９００万円以下	９００万円超９５０万円以下	９５０万円超１,０００万円以下
一般控除対象配偶者	３３万円	２２万円	１１万円
老人控除対象配偶者 70歳以上（昭和３１年 １月１日以前生まれの人）	３８万円	２６万円	１３万円

配偶者特別控除

本人の前年中の合計所得金額が１，０００万円以下であり、配偶者の前年中の合計所得金額が５８万円を超え、１３３万円以下の場合に、下表のとおり配偶者特別控除を受けることができます。

		納税者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	58万超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万超133万円以下	3万円	2万円	1万円

特定親族特別控除

特定親族１人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて下表の金額を控除することができます。
ただし、扶養人数には含まれません。

特定親族の合計所得金額	控除額
５８万円超　　９５万円以下	４５万円
９５万円超　　１００万円以下	４１万円
１００万円超　１０５万円以下	３１万円
１０５万円超　１１０万円以下	２１万円
１１０万円超　１１５万円以下	１１万円
１１５万円超　１２０万円以下	６万円
１２０万円超　１２３万円以下	３万円

扶養控除

扶養親族の前年中の合計所得金額が５８万円以下の場合（前年中に死亡した扶養親族も含む。）

（１）一般の控除対象扶養親族（年齢１６歳以上で、下記（２）（３）以外の人）		３３万円
（２）特定扶養親族（年齢１９歳以上２３歳未満〈※注意〉の人）		４５万円
（３）老人扶養親族 （年齢７０歳以上の人）	同居老親等（自己又は自己の配偶者の直系尊属（両親、祖父母など）で、自己又は自己の配偶者のいずれかとの同居を常況としている人）	４５万円
	同居老親等以外	３８万円

	基礎控除	合計所得金額２，４００万円以下	４３万円
		合計所得金額２，４００万円超２，４５０万円以下	２９万円
		合計所得金額２、４５０万円超２，５００万円以下	１５万円
		合計所得金額２，５００万円超	０円

（※）寡婦控除・ひとり親控除のいずれについても、本人又は同一世帯の者の住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とします。

（注意）

特定親族：特定親族とは所得者と生計を一にする年齢１９歳以上２３歳未満の親族で合計所得金額が５８万円超１２３万円以下の人をいいます。

７０歳以上：昭和３１年１月１日以前生まれの人

１９歳以上２３歳未満：平成１５年１月２日～平成１９年１月１日生まれの人

※　年齢１６歳未満(平成２２年１月２日以降生まれ)の扶養親族に対する扶養控除は廃止されています。

※　令和７年１２月３１日（年の中途で死亡した人については、その死亡の日）現在の年齢で判定されます。

■均等割の税率

均等割は、一定額を住民に広く負担していただくものです。

市　民　税	府　民　税	合　　計
3,000円	1,300円	4,300円

平成28年度から令和９年度まで大阪府森林環境税として府民税均等割額に300円を加算されます。（改正前市民税3,000円、府民税1,000円）

■所得割の税率

所得割は、前年の所得について算出した課税標準額に税率を乗じて算出します。

●総合課税の税率

市　民　税	府　民　税	合　　計
6%	4%	10%

●分離課税の税率

区　　分		市　民　税	府　民　税
課税短期譲渡所得	一　般	5.4%	3.6%
	軽　減	3%	2%

区　　分			市　民　税	府　民　税
課税長期譲渡所得	一　　般		3%	2%
	軽　課 （居住用）	6,000万円以下	2.4%	1.6%
		6,000万円を超える場合	（課税長期譲渡所得金額－6,000万円）:（A）	
			（A）×3%＋144万円	（A）×2%＋96万円
	特　定 （優良住宅地等）	2,000万円以下	2.4%	1.6%
		2,000万円を超える場合	（課税長期譲渡所得金額－2,000万円）:（B）	
			（B）×3%＋48万円	（B）×2%＋32万円

区　　分	市　民　税	府　民　税
株式等に係る課税譲渡所得等	3%	2%
分離配当所得		
先物取引に係る課税雑所得等		

■森林環境税の税額

年額　1,000 円

■個人市・府民税の税額控除等

① 調整控除

税源移譲に伴い、所得税と住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差により、負担が増加する場合が生じます。その負担増を調整するため、個人市・府民税所得割額から控除する制度です。

納税義務者本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合、合計課税所得金額（※）によって計算方法が異なります。なお、合計所得金額が 2,500 万円を超える人は調整控除の適用対象外となります。

控除額の計算方法

個人市・府民税の合計課税所得金額が２００万円以下の人

次のいずれか少ない方の額の５％（市民税３％、府民税２％）

・次頁の控除の適用がある場合、同表の「金額」の合計額

・個人市・府民税の合計課税所得金額

個人市・府民税の合計課税所得金額が２００万円を超える人

｛次頁の控除の適用がある場合、同表の「金額」の合計額－（個人市・府民税の合計課税所得金額－２００万円)｝の５％（市民税３％、府民税２％）

→　この計算により算出された控除額が２，５００円未満の場合は２，５００円（市民税１，５００円、府民税１，０００円）が控除額となります。

（※）合計課税所得金額・・・課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額

所　得　控　除		所　得　税	個人市･府民税	金額
障害者控除	特別障害者	40万円	30万円	10万円
	同居特別障害者	75万円	53万円	22万円
	上記以外	27万円	26万円	1万円
寡婦控除		27万円	26万円	1万円
ひとり親控除（母）		35万円	30万円	5万円
ひとり親控除（父）		35万円	30万円	1万円 ※1
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
扶養控除	一　般	38万円	33万円	5万円
	特　定	63万円	45万円	18万円
	老　人	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
基礎控除	合計所得132万円以下	95万円	43万円	5万円 ※2
	合計所得132万超 336万円以下	88万円		
	合計所得336万円超 489万円以下	68万円		
	合計所得489万円超 655万円以下	63万円		
	合計所得655万円超 2，350万円以下	58万円		
	2，350万円超 2，400万円以下	48万円		
	合計所得2,400万円超 2,450万円以下	32万円	29万円	5万円 ※2
	合計所得2,450万円超 2,500万円以下	16万円	15万円	5万円 ※2
	合計所得金額2,500万円超	0円	0円	0円

配偶者の合計所得金額			納税義務者の合計所得金額								
			900 万円以下			900 万円超 950 万円以下			950 万円超 1,000 万円以下		
			所得税	個人 市・府 民税	金額	所得税	個人 市・府 民税	金額	所得税	個人 市・府 民税	金額
配偶者控除	58 万円以下	一般	38 万円	33 万円	5 万円	26 万円	22 万円	4 万円	13 万円	11 万円	2 万円
		老人	48 万円	38 万円	10 万円	32 万円	26 万円	6 万円	16 万円	13 万円	3 万円

（※１）税制改正前（令和２年度まで）の寡夫控除（令和３年度からはひとり親（父）控除）の差額（所得税 27 万円、市・府民税 26 万円）が適用されます。

（※２）税制改正前（令和２年度まで）の基礎控除の差額（所得税 38 万円、市・府民税 33 万円）が適用されます。

② 配当控除

国税において法人税と所得税の二重課税を排除する目的で創設され、個人市・府民税においても同様に算出された所得割額から控除されます。

控除率 / 配当の種類	課税総所得金額1,000万円以下の部分に含まれる配当所得		課税総所得金額1,000万円超の部分に含まれる配当所得	
	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託など	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
一般外貨建証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
上記以外の証券投資信託（私募証券投資信託など）	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
分離配当所得	分離配当所得は配当控除の対象外			

③ 住宅借入金等特別税額控除（個人市・府民税の住宅ローン控除）

所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けた人について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、翌年度の個人市・府民税（所得割）から控除する制度です。

※ 対象は平成 21 年から令和７年までに入居した人です。

●手続き

入居を開始された年はその翌年に所得税の確定申告が必要です。入居２年目以降は年末調整や確定申告をしてください。

※ 確定申告書や給与支払報告書（事業所より提出）に「住宅借入金等特別控除可能額」や「居住開始年月日」等の記載がない場合、個人市・府民税の住宅ローン控除の対象にならない場合があります。

●個人市・府民税（所得割）から控除できる額

次の（１）又は（２）のいずれか小さい額が控除されます。

（１） 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった金額

（２） （ア）居住年が令和４年１月～令和７年１２月までの入居者

所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に（所得税の基礎控除－４８万円）を加算した金額の５％（上限額９７，５００円）を乗じて得た額（市民税３／５、府民税２／５）

＊令和４年中の居住であっても特別特例取得・特例特別特例取得に該当する場合は（イ）における特別控除額と同額

（イ） 居住年が平成２８年１月～令和３年１２月までの入居者

所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に（所得税の基礎控除－４８万円）を加算した金額の７％〈特定取得等の場合〉（上限額１３６，５００円）を乗じて得た額（市民税３／５、府民税２／５）

（ウ）居住年が平成２６年４月～平成２７年１２月までの入居者

所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に金額の７％〈特定取得等の場合〉（上限額１３６，５００円）を乗じて得た額（市民税３／５、府民税２／５）

（エ）居住年が平成２６年３月までの入居者

所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に金額の５％（上限額９７，５００円）を乗じて得た額（市民税３／５、府民税２／５）

※　令和元年１０月１日から令和２年１２月３１日までの間に居住の用に供した場合（消費税率１０％が適用される住宅の所得に限る。）に住宅借入金特別控除（住宅ローン控除）の控除期間が１３年に延長されましたが、今回の税制改正により令和３年１月１日から令和４年１２月３１日までの間に居住の用に供した場合にも控除期間が１３年に延長になりました。

●住宅借入金等特別控除の種類について

住宅借入金等特別控除の内容は種々あり、内容よって個人市・府民税の住宅ローン控除の取り扱いが異なります。下記の通り源泉徴収票に記載されている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分をご確認ください。

住	一般の住宅借入金等特別控除（通常の増改築を含みます。）
認	認定（長期優良・低炭素）住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除
増	特定増改築等住宅借入金等特別控除（バリアフリー改修・省エネ改修・多世帯同居改修）
震	震災特例法第 13 条の 2 第１項（住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除）の適用を選択

当該住宅の取得や増改築が特定取得（※）に該当する場合には、上記と合わせて「(特)」が記載されています。

※「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）が、８％の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

【例】特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用があり、当該住宅の増改築が特定取得に該当する場合は、「増（特)」と記載します。

●個人市・府民税における住宅ローン控除の注意事項

所得税の住宅ローン控除のうち、個人市・府民税で住宅ローン控除の適用とならないものがあります。

所得税の住宅ローン控除の区分	個人住民税での適用
一般の住宅借入金等特別控除（通常の増改築を含みます。）	適用できる　〇
認定（長期優良・低炭素）住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除	適用できる　〇
特定増改築等住宅借入金等特別控除（バリアフリー改修・省エネ改修・多世帯同居改修）	適用できない　×

④　寄附金税額控除

市・府民税の寄附金税額控除の対象となる寄附をして申告をした場合に市・府民税の所得割額から控除されます。寄附金税額控除が適用となる寄附金額の上限は総所得金額等の合計額の３０％となります。対象となる寄附先と控除は次のとおりです。

※　ふるさと寄附金の「ワンストップ特例制度」

確定申告や市・府民税申告を行わない給与所得者や年金所得者が寄附をした場合に、確定申告をしなくても控除が受けられます。寄附をするときにワンストップ特例の申請をすると、申請先（寄附先）の市区町村から住所地市区町村へ通知を行い、翌年度の市・府民税で所得税の寄附金控除分相当額を含めた控除が適用されます。

＜対象となる寄附＞

寄附先	基本控除	特例控除	申告特例控除
指定を受けている都道府県・市区町村（ふるさと寄附金）	○	○	△注２）
指定を受けていない都道府県・市町村　注１）	○	×	×
大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部	○	×	×
大阪府及び枚方市が条例で指定した団体	○	×	×

注１）　令和元年６月１日からふるさと寄附金に係る指定制度が創設され、総務大臣の指定を受けない地方団体への寄附金はふるさと寄附金の対象外となりました。また「ワンストップ特例制度」の適用も受けられず、基本控除のみの適用となります。

注２）　「「ワンストップ特例制度」が適用される場合は上記の控除に加えて、申告特例控除も適用されます。

※　文部科学省が指定するイベントの払戻請求権を放棄された場合は基本控除のみ適用されます。

基本控除額　　**（寄附金額の合計－２，０００円）×１０％（市民税６％、府民税４％）**

特例控除額　　**（特例控除対象の寄附金額の合計－２，０００円）×　特例控除適用表による割合**

★特例控除適用表

※　総合課税のみの場合です。分離課税所得がある場合はお問合せください。

課税総所得金額－人的控除差調整額－（所得税の基礎控除額－48万円）（注）	割合
～　1,950,000円	100分の84.895
1,950,001円　～　3,300,000円	100分の79.79
3,300,001円　～　6,950,000円	100分の69.58
6,950,001円　～　9,000,000円	100分の66.517
9,000,001円　～　18,000,000円	100分の56.307
18,000,001円　～　40,000,000円	100分の49.16
40,000,001円　～	100分の44.055
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	100分の90
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

（注）令和６年所得分までは「課税総所得金額-人的控除差調整額」

※特例控除額の上限について

税額控除前の所得割額から調整控除を引いた額の２０%が上限となります。

特例控除額は市民税３/５、府民税２/５に按分します。

※　人的控除差調整額についてはＰ．１５参照

申告特例控除額　**特例控除額×申告特例控除適用表による割合**

★申告特例控除適用表

課税総所得金額－人的控除差調整額－（所得税の基礎控除額－48万円）（注）	割合
～　1,950,000円	84.895分の5.105
1,950,001円　～　3,300,000円	79.79分の10.21
3,300,001円　～　6,950,000円	69.58分の20.42
6,950,001円　～　9,000,000円	66.517分の23.483
9,000,001円　～	56.307分の33.693

（注）令和６年所得分までは「課税総所得金額-人的控除差調整額」

ワンストップ特例制度の申請をされた人が、確定申告や市・府民税申告を行った場合（医療費控除等による場合も含む）や６団体以上に申請を行った場合は、ワンストップ特例制度の申請は無効となり、申告特例控除は適用されません。医療費控除等の控除の追加や所得の申告など、確定申告や市・府民税申告をされる場合は、寄附金控除の申告も併せて行ってください。

※　人的控除差調整額についてはＰ．１５参照

⑤　外国税額控除

外国で所得税、個人市・府民税に相当する税が課税された場合において、わが国の所得税、市・府民税との二重課税となるため一定の限度額を基に税額を控除する制度です。まず所得税で控除を行い、その控除限度額を超える額がある場合に、次に所得税の控除限度額の１２％を限度として府民税所得割額から控除し、それでも控除しきれない場合は、所得税の控除限度額の１８％を限度として市民税所得割額から控除します。

⑥　税額調整（所得割の調整措置）

税額調整とは総所得金額等の合計額から市民税所得割及び府民税所得割の算出税額（調整控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除及び住宅借入金等特別税額控除の適用後）の合計額を除いた金額が所得割の非課税基準額を下回るときは、下回る額を算出税額から減額する調整措置です。

⑦　配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除

申告選択ができる上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等（特定口座で源泉徴収有りを選択している場合のみ）についての申告をされた場合には、既に特別徴収された配当割額、株式等譲渡所得割額を所得割額から控除します。

市民税については配当割額、株式等譲渡所得割額の３／５を、府民税については配当割額、株式等譲渡所得割額の２／５をそれぞれ控除します。なお、所得割額から控除することができなかった場合には、市・府民税の均等割額に充当し、充当しきれない場合には還付（または滞納税額に充当）します。

ただし、市・府民税では申告不要制度を選択した場合は、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除はありません。

■個人市・府民税（所得割）の特例

退職所得に対する個人市・府民税

退職所得に対する個人市・府民税の所得割は、基本的に他の所得と分離して課税されます。申告書の提出先は、退職日の属する年の１月１日現在に居住する市町村です。

退職手当等の支払時に、手当等の支払者が税額を計算して退職手当等から特別徴収して枚方市に申告・納入されます。

また、１月１日現在、国内に住所を有しない人は、分離課税による所得割は課税されませんが、退職手当等の支払いを受けた年の翌年１月１日に国内に居住している場合は、他の所得と同様に翌年度に所得割が課税されます。

土地・建物等や株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る雑所得

所得税で分離課税されるものについては、個人市・府民税においても総所得と分離して課税されます。

■個人市・府民税の減免

不慮の災害にあわれた方、廃業や失業（自己都合退職や定年による退職を除く）により所得が著しく減少した方、学生及び生徒の方、生活保護を受けておられる方、その他特別な事情のある方で納税が非常に困難な方は、前年の合計所得金額及び同一世帯の収入状況等により市・府民税を減免できる場合があります。必ず、納期限までに市民税課へお問合せください。

※枚方市税条例第４７条及び条例施行規則の規定により定められています。

※森林環境税（国税）の減免については、別途要件あり。

■個人市・府民税の計算例

モデルケース１：給与収入のみ　給与所得者・・・枚方　太郎さん（４２歳）の場合

（扶養家族）
妻：　花子さん　（４０歳）・・・収入なし
子：　一郎さん　（２０歳）・・・収入なし
子：　さくらさん（１７歳）・・・収入なし

（年末調整時に会社に申告した内容）

（収入）	給与収入	ア5,000,000円
（支払額）	社会保険料	651,000円
	新生命保険料	144,000円
	介護医療保険料	120,000円
	新個人年金保険料	130,200円
	地震保険料	21,500円
（扶養家族）	配偶者 扶養家族20歳（特定） 扶養家族17歳（一般） （全員所得なし）	

※　下記は所得税の控除額です。個人市・府民税の控除額とは異なりますのでご注意ください。

（所得金額）	給与所得	イ3,560,000円
（所得控除額）		ウ2，862，500 円
	社会保険料控除	651,000円
	生命保険料控除	120,000円
	地震保険料控除	21,500円
（人的控除額）	配偶者控除	380,000円
	扶養控除	1,010,000円
（内訳：特定630,000円 ＋ 一般380,000円）		
	基礎控除	680，000円

① 所得金額の計算
給与収入　５，０００，０００円　⇒　給与所得金額：（Ａ）**３，５６０，０００円**（Ｐ．１０参照）

② 所得控除額の合計額を計算

社会保険料控除	651,000円
生命保険料控除	70,000円
地震保険料控除	10,750円
配偶者控除	330,000円
扶養控除	780,000円
	（内訳　特定450,000 円＋一般330,000円）
基礎控除	430,000円
所得控除合計	(B)2,271,750 円

各所得控除の控除額については、Ｐ．１３～１６参照
所得税の控除額とは異なりますのでご注意ください。

③ 課税標準額を計算
（Ａ）－（Ｂ）（※１，０００円未満切捨て）　⇒　課税標準額：（Ｃ）**１，２８８，０００円**

④ 所得割額を計算

（Ｃ）×所得割の税率（総合課税）※Ｐ．１７参照　＝算出所得割額
算出所得割額－税額控除（調整控除等）＝所得割額

⇒算出所得割額
算出所得割額（市民税）：（Ｃ）×６％＝（Ｄ）７７，２８０円
算出所得割額（府民税）：（Ｃ）×４％＝（Ｅ）５１，５２０円
⇒税額控除（Ｐ．１８～２３参照）
調整控除（市民税）：（Ｆ）９，９００円
調整控除（府民税）：（Ｇ）６，６００円
⇒所得割額（※１００円未満切捨て）
所得割額（市民税）：（Ｄ）－（Ｆ）⇒（Ｈ）**６７，３００円**
所得割額（府民税）：（Ｅ）－（Ｇ）⇒（Ｉ）**４４，９００円**

⑤ 均等割額（Ｐ．１７参照）
均等割額（市民税）：（Ｊ）**３，０００円**
均等割額（府民税）：（Ｋ）**１，３００円**

⑥ 所得割額と均等割額と森林環境税を合計

（Ｈ）＋（Ｊ）　⇒　市民税額：７０，３００円　（Ｉ）＋（Ｋ）　⇒　府民税額：４６，２００円
森林環境税：１，０００円

よって、市民税額＋府民税額＋森林環境税　⇒（Ｌ）１１７，５００円

★個人市・府民税の支払方法・・・給与からの特別徴収（会社天引き）　Ｐ．７参照

モデルケース２：年金収入のみ　公的年金受給者・・・枚方　次郎さん（６６歳）の場合

（扶養家族）
妻：キクさん（７１歳）・・・公的年金等収入　７２０，０００円
（収入）・・・・公的年金等収入　２，３００，０００円
（支払額）・・・国民健康保険料　１９２，８００円（国民健康保険料年間納付済額通知書有り）
介護保険料　６７，２００円

① 所得金額の計算

公的年金等収入　２，３００，０００円　⇒　公的年金等雑所得金額：（Ａ）１，２００，０００円
（Ｐ．１１参照）

② 所得控除額の合計額を計算

社会保険料控除 （国民健康保険料＋介護保険料）	260,000円
配偶者控除	380,000円
基礎控除	430,000円
所得控除合計	(B)1,070,000円

（各所得控除の控除額については、Ｐ．１３～１６参照）

③ 課税標準額を計算

（Ａ）－（Ｂ）（※1,000円未満切捨て）　⇒　課税標準額：（Ｃ）１３０，０００円

④ 所得割額を計算

（Ｃ）×所得割の税率（総合課税）※Ｐ．１７参照　＝算出所得割額
算出所得割額－税額控除（調整控除等）＝所得割額

⇒算出所得割額
算出所得割額（市民税）：（Ｃ）×６％＝（Ｄ）７，８００円
算出所得割額（府民税）：（Ｃ）×４％＝（Ｅ）５，２００円
⇒税額控除（Ｐ．１８～２３参照）
調整控除（市民税）：（Ｆ）3,900円
調整控除（府民税）：（Ｇ）２，６００円
⇒所得割額（※１００円未満切捨て）
所得割額（市民税）：（Ｄ）－（Ｆ）⇒（Ｈ）３，９００円
所得割額（府民税）：（Ｅ）－（Ｇ）⇒（Ｉ）２，６００円

⑤ 均等割額（Ｐ．１７参照）

均等割額（市民税）：（Ｊ）３，０００円
均等割額（府民税）：（Ｋ）１，３００円

⑥ 所得割額と均等割額と森林環境税を合計

（Ｈ）＋（Ｊ）　⇒　市民税額　６，９００円　（Ｉ）＋（Ｋ）　⇒　府民税額　３，９００円
森林環境税：１，０００円
よって、市民税額＋府民税額＋森林環境税　⇒（Ｌ）１１，８００円

★個人市・府民税の支払方法・・・公的年金からの特別徴収　Ｐ．７参照

●「納税通知書が送達される時まで」に申告書の提出が必要となるもの

個人市・府民税の税額は、所得税の確定申告書等が提出された場合には、原則として申告書に記載された内容に基づいて算定することとされていますが、以下の内容が含まれる確定申告書（市民税申告書を含む）は、「納税通知書が送達される時まで」に提出しなければ、個人市・府民税には適用されませんので、申告書の提出時期にご注意ください。

※「納税通知書が送達される時まで」とは、個人市・府民税を給与から天引きされている方は会社から特別徴収税額決定通知書が配付される時まで、また個人市・府民税を納付書や口座引き落として納付されている方、公的年金から天引きされている方は、市役所から当該年度の納税通知書が届くまでとなります。

制　度	地方税法（該当条文）
上場株式等に係る特定配当等に係る所得（令和５年度まで）（注１）	第 32 条第 13 項、第 313 条第 13 項
上場株式等に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得（令和５年度まで）（注１）	第 32 条第 15 項、第 313 条第 15 項
青色、白色事業専従者給与の必要経費算入	第 32 条第 3 項及び第 6 項、第 313 条第 3 項及び第 6 項
特定居住用財産の譲渡損失及び繰越控除	附則第 4 条の 2 第 3 項及び第 4 項及び第 9 項及び第 10 項
居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失及び繰越控除	附則第 4 条第 3 項及び第 4 項及び第 9 項及び第 10 項
阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例	附則第 4 条の 3 第 2 項及び第 5 項
肉用の牛売却に係る所得の課税の特例	附則第 6 条第 1 項及び第 4 項
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の住民税の課税の特例	附則第 34 条の 3 第 2 項及び第 4 項
特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得	附則第 35 条の 2 の 3 第 3 項及び第 7 項
上場株式等の譲渡損失及び繰越控除（令和５年度まで）（注１）	附則第 35 条の 2 の 6 第 1 項及び第 5 項及び 11 項
特定中小会社の株式譲渡所得（損益通算及び繰越損失を含む）	附則第 35 条の 3 第 2 項及び第 3 項及び第 5 項及び第 12 項及び第 13 項及び第 15 項
先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除	附則第 35 条の 4 の 2 第 1 項及び第 7 項
東日本大震災に係る雑損控除額等の特例	附則第 42 条第 2 項及び第 5 項
東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例	附則第 44 条の 2 第 3 項及び第 6 項
特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例	（枚方市税条例）附則第 47 条第 4 項

※個人市・府民税の納税通知書の送達の時期は、給与特別徴収事業所へは 5 月中旬頃、普通徴収及び年金からの特別徴収の納税義務者へは 6 月上旬頃となります。

（注１）令和４年度税制改正により、令和６年度分以降、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる改正が行われたため、個人市・府民税と所得税で異なる課税方式を選択することができなくなり、「納税通知書が送達される時まで」の要件が不要となりました。

■令和８年度より実施される個人市・府民税の主な税制改正

●給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得を計算する際に、給与収入から差し引かれる給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円になり、10 万円引き上げられました。

給与収入	給与所得控除の額	
	改正前	**改正後**
162 万 5,000 円以下	55 万円	**65 万円**
162 万 5,000 円超　180 万円以下	給与収入×40%－10 万円	
180 万円超　190 万円以下	給与収入×30%＋8 万円	
190 万円超　360 万円以下	給与収入×30%＋8 万円	**改正なし**
360 万円超　660 万円以下	給与収入×20%＋44 万円	
660 万円超　850 万円以下	給与収入×10%＋110 万円	
850 万円超	195 万円	

（注）特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

●　特定親族特別控除の創設

所得者が特定親族（※）を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族の 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。ただし、扶養人数には含まれません。

（※）特定親族とは所得者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与のみの場合の収入金額（注）)	特定親族特別控除額
58 万円超　95 万円以下　（123 万円超　160 万円以下）	**45 万円**
95 万円超　100 万円以下　（160 万円超　165 万円以下）	**41 万円**
100 万円超　105 万円以下　（165 万円超　170 万円以下）	**31 万円**
105 万円超　110 万円以下　（170 万円超　175 万円以下）	**21 万円**
110 万円超　115 万円以下　（175 万円超　180 万円以下）	**11 万円**
115 万円超　120 万円以下　（180 万円超　185 万円以下）	**6 万円**
120 万円超　123 万円以下　（185 万円超　188 万円以下）	**3 万円**

（注）特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

● 扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件（注1）が改正されました。

扶養控除等の区分	所得要件 （収入が給与のみの場合の収入金額（注2））	
	改正前	**改正後**
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の 生計を一にする子	48 万円以下 （103 万円以下）	58 万円以下 （123 万円以下）
配偶者特別控除の 対象となる配偶者	48 万円超　133 万円以下 （103 万円超　201 万 5,999 円以下）	58 万円超　133 万円以下 （123 万円超　201 万 5,999 円以下）
勤労学生	75 万円以下 （130 万円以下）	85 万円以下 （150 万円以下）
雑損控除の適用を 認められる親族	48 万円以下 （103 万円以下）	58 万円以下 （123 万円以下）

（注）1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子及び雑損控除の適用を認められる親族については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

●家内労働者等の特例について

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 55 万円から 65 万円に 10 万円引き上げられました。

令和９年度より実施される個人市・府民税の主な税制改正（参考）

● 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得を計算する際に、給与収入から差し引かれる給与所得控除の最低額が 65 万円から 74 万円になり、9万円引き上げられました。詳しくは以下の表をご参照ください。

▼給与収入からの所得計算　（単位:円）

給与等の収入金額	給与所得の金額	
～740,999	0	
741,000～2,190,999	給与収入－740,000	
2,191,000～2,192,999	1,451,000	
2,193,000～2,195,999	1,453,000	
2,196,000～2,199,999	1,456,000	
2,200,000	1,460,000	
2,200,001～3,599,999	給与収入÷４ （千円未満切捨て） （Ａ）	（Ａ）×2.8－80,000
3,600,000～6,599,999		（Ａ）×3.2－440,000
6,600,000～8,499,999	給与収入×0.9－1,100,000	
8,500,000～	給与収入－1,950,000	

※令和 10 年度も同様です。

●　扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。詳しくは以下の表をご参照ください。

▼扶養親族等の所得要件

扶養控除等の区分	所得要件 （収入が給与のみの場合の収入金額（＊））	
	令和９・10 年度	令和 11 年度～
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下 （136 万円以下）	62 万円以下 （131 万円以下）
特定親族	62 万円超　123 万円以下 （136 万円超　197 万円以下）	62 万円超　123 万円以下 （131 万円超　192 万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超　133 万円以下 （136 万円超　207 万円以下）	62 万円超　133 万円以下 （131 万円超　202 万円以下）
勤労学生	89 万円以下 （163 万円以下）	89 万円以下 （158 万円以下）
雑損控除の適用を認められる親族	62 万円以下 （136 万円以下）	62 万円以下 （131 万円以下）

＊合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子及び雑損控除の適用を認められる親族については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

※特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

●　所得税の生命保険料控除について

（1）新生命保険料控除

▼令和９・10 年度の早見表（年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合）

支払った保険料の金額	新・生命保険料控除額
30,000 円以下	支払保険料の全額
30,001～60,000 円	支払保険料×50%＋15,000 円
60,001～120,000 円	支払保険料×25%＋30,000 円
120,000 円超	60,000 円

※年齢 23 歳未満の扶養親族を有しない場合は、令和８年度までと同様です。

※支払った保険料が一般と個人年金と介護医療の３つある場合の最高限度額は、令和８年度までと同様の 120,000 円です。

（2）旧生命保険料控除

▼令和９・10 年度の早見表（新生命保険料において上記（１）の適用がある場合）

支払った保険料の金額	新・生命保険料控除額
25,000 円以下	支払保険料の全額
25,001～50,000 円	支払保険料×50%＋12,500 円
50,001～100,000 円	支払保険料×25%＋25,000 円
100,000 円超	60,000 円

※新生命保険料において上記（１）の適用がない場合は、令和８年度までと同様です。

●所得税の基礎控除の引上げについて

合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられます。詳しくは以下の表をご参照ください。

<table>
<tr><th rowspan="2">合計所得金額</th><th colspan="2">基礎控除</th></tr>
<tr><th>令和９・10 年度</th><th>令和 11 年度～</th></tr>
<tr><td>132 万円以下</td><td rowspan="3">104 万円</td><td>99 万円</td></tr>
<tr><td>132 万円超 336 万円以下</td><td rowspan="3">62 万円</td></tr>
<tr><td>336 万円超 489 万円以下</td></tr>
<tr><td>489 万円超 655 万円以下</td><td>67 万円</td></tr>
<tr><td>655 万円超 2,350 万円以下</td><td>62 万円</td></tr>
<tr><td>2,350 万円超 2,400 万円以下</td><td>48 万円</td><td>48 万円</td></tr>
<tr><td>2,400 万円超 2,500 万円以下</td><td>32 万円</td><td>32 万円</td></tr>
<tr><td>2,500 万円超</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr>
</table>

２．法人市民税

法人市民税は、枚方市内に事務所や事業所を有する法人に対し課税される税金です。法人税（国税）を課税標準とし、法人の所得に対して課税される法人税割と、利益の有無に関わらず行政サービスとの応益性に着目して課税される均等割があります。

■納税義務者と申告納付

枚方市内に事務所や事業所を有する株式会社や協同組合、医療法人などの法人が納税義務者となります。事業年度（決算）終了の日の翌日から２か月以内に、課税標準及び税額を算出し、その内容を申告するとともに税額を納付します（申告納付）。申告書は事業年度（決算）終了の翌月に送付します。

■均等割の税率

資本金等の額（※）と、市内の事務所又は寮等の従業者数の合計により税率が異なり、収益に関係なく課税されます。税率は、下表のとおりです。

資本金等の額　※	市内の従業者数の合計	税率（年額）
50億円を超える法人	50人超	300万円
10億円を超え50億円以下の法人	50人超	175万円
10億円を超える法人	50人以下	41万円
1億円を超え10億円以下の法人	50人超	40万円
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	16万円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人超	15万円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	13万円
1千万円以下の法人	50人超	12万円
上記以外の法人		5万円

※　資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として法人税法施行令第８条に規定する金額です。

※　原則「資本金等の額」を課税標準としますが、①「資本金等の額」が、②「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合は、②を課税標準とします。（平成２７年４月１日以後に開始する事業年度にあっては、「資本金等の額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額になります。）

※　資本金等の額及び従業者数の合計（市内に有する事務所、又は寮等の従業者数の合計）については、事業年度の末日で判定します。

※　事業年度の途中で新設又は廃止され、事務所を有した期間が１２か月に満たない場合は、月割により算定します。

■法人税割の税率

国税である法人税額が課税標準で、税率は８．４％※です。

※　令和元年（２０１９年）９月３０日以前に開始する事業年度の法人税割の税率は１２．１％

法人税額　×　税率８．４％　＝　法人税割額

※　２以上の市町村に事務所がある法人の場合は、従業者数によって、市町村ごとに法人税額を按分します。

■申告の種類

（１）中間申告

事業年度開始の日から６か月を経過した日から２か月以内に申告・納付します。

法人税において中間申告をする必要のない法人、市内において寮等のみを有する法人は申告の必要はありません。

予定申告　前期実績額を基礎とし、前事業年度の法人税割額の２分の１の額と、均等割額（年額）の２分の１の額の合計額を申告・納付します。

中間申告　その事業年度開始の日以後６か月の期間を１事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準額として法人税割額と、均等割額（年額）の２分の１の額を申告・納付します。

（２）確定申告

法人税法の規定によって計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額と均等割額の合計を申告・納付します。

中間申告により既に納付した当期分の法人税割額・均等割額がある場合は、申告書に記載し、確定した税額から差し引いた税額を納付します。

■開設・異動届

枚方市内に法人を設立又は事務所廃止等異動があった場合は、２か月以内に届出をしてください（郵送可）。

法人等開設・異動申告書は枚方市のホームページからダウンロードできます。

●枚方市に法人を設立、又は事務所を開設した場合
（添付書類）登記簿謄本、定款　※コピー可

●その他届出事項に変更があった場合
（例）本店所在地、代表者事項、事業年度（決算期）、支店廃止、休業・解散、合併等
（添付書類）登記簿謄本、定款、議事録、合併契約書等異動が確認できるもの　※コピー可

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車・軽二輪・小型二輪・小型特殊自動車・軽自動車の所有者に対して課税される税金です。

■申告

軽自動車などを取得した人、名義を変更する人、又は廃車にする人（現在所有していないのに廃車手続きがまだの人）は、申告を行わなければなりません。申告に必要なものを確認のうえ、次の場所で手続きをしてください。

原動機付自転車（１２５ｃｃ以下）・農耕作業用自動車・小型特殊自動車の手続き

枚方市役所　市民税課

事項	申告に必要なもの	
登録（標識交付）	●廃車済の申告済証・廃車証明書（再登録用）、販売証明書のいずれか１点 ●住所確認できるもの（枚方市に住民票のない方のみ必要）※１ ＜中古車を登録する場合＞ ●販売業者の古物商許可証のコピー（グッドライダー・防犯登録票の場合は不要）	
廃車（廃棄処分）・譲渡・市外へ転出	●申告済証　●標識（ナンバープレート）	
枚方市内での譲渡	（旧所有者） ●申告済証 ●標識（ナンバープレート）	（新所有者） ●旧所有者の廃車済の申告済証 （廃車と同時に登録を行う場合は不要） ●住所確認できるもの （枚方市に住民票のない方のみ必要）※１
標識再交付	●申告済証 ●弁償金１００円	●標識（ナンバープレート）・・・破損の場合
申告済証の再交付	●車台番号の石ずり又は写真 ※２	

（注意）◆届出者の身分証明書が必要です。
◆自賠責保険は、保険会社等で手続きをしてください。
※１　住所確認できるものとして、消印済の郵便物等及び運転免許証のコピーが必要です。
※２　「石ずり」とは、原付バイク等に刻印されている車台番号の上に薄い紙をあてて鉛筆で擦った拓本のことです（車台番号の打刻部分の写真でも可）

軽二輪自動車（２５０ｃｃ以下）・二輪の小型自動車（２５０ｃｃ超）の手続き

近畿運輸局　大阪運輸支局
住所：寝屋川市高宮栄町１２－１
ＴＥＬ：　０５０－５５４０－２０５８(自動車登録手続きヘルプデスク)

軽四輪自動車・軽三輪自動車の手続き

軽自動車検査協会大阪主管事務所　高槻支所
住所：高槻市大塚町４丁目２０－１
ＴＥＬ：０５０－３８１６－１８４１（コールセンター）

（注意）書類の不備により手続きができない場合がありますので事前にお問合せください。

■納税義務者と車種別税率

毎年４月１日現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している人。
４月２日以降に廃棄・譲渡をしても１年分の税金がかかります。

◆オートバイ・小型特殊自動車

税率は次のとおりです。

車　種			税率(年額)
原動機付自転車	総排気量が50cc(0.6kw)以下のもの (特定小型原動機付自転車、排気量125 cc 以下で最高出力を4．0kw 以下に制御したものを含む)	(白色標識)	2,000円
	排気量 50cc超え 125cc以下で最高出力 4.0 kw以下のもの(新基準原付)	(白色標識)	2,000円
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの 定格出力 0.6kw 超～0.8kw 以下のもの	(薄黄色標識)	2,000円
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの 定格出力 0.8kw 超～1.0kw 以下のもの	(薄桃色標識)	2,400円
	ミニカー　三輪以上で排気量50cc(0.6kw)以下のもの	(薄青色標識)	3,700円
軽二輪	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの		3,600円
小型二輪	総排気量が250ccを超えるもの		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(コンバインや田植機などで乗用装置のあるもの)		2,000円
	その他(フォークリフト、ショベルローダーなど)		5,900円

◆軽自動車

税率（年額）は、自動車検査証（車検証）の初度検査年月によって異なります。

車　種			税率(年額)		
			自動車検査証(車検証)の初度検査年月		
			①　平成27年3月以前	②　平成27年4月以降	③　新車新規登録から13年超
軽四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
軽　三　輪			3,100円	3,900円	4,600円

初度検査年月から１３年超の車両については、③の税率が適用されます。
ただし、１３年超の車両であっても電気・天然ガス・メタノールの各軽自動車、ガソリンハイブリッド車、被けん引車については、③の対象から除きます

■グリーン化特例

低排出ガス及び燃費性能に優れた環境負荷の小さい軽自動車に対して、下表のとおり税率(年額)が軽減されます。

軽減の対象は、初度検査年月が令和７年４月～令和８年３月の期間に該当し、かつ下表の排出ガス基準と燃費基準を達成した車両となります。なお、軽減されるのは令和８年度分のみで令和９年度以降は標準税率となります。

車種区分			対象車両と軽減後の税率／標準税率	ガソリン車・ハイブリッド車※1		電気・天然ガス車※2
				乗　用 令和１２年度燃費基70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車	乗　用 令和１２年度燃費基90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車	乗 用・貨 物
軽四輪	乗用	自家用	10,800円	適用なし	適用なし	2,700円
		営業用	6,900円	適用なし	3,500円	1,800円
	貨物	自家用	5,000円	適用なし	適用なし	1,300円
		営業用	3,800円	適用なし	適用なし	1,000円
軽　三　輪			3,900円	適用なし	2,000円 （乗用営業用のみ）	1,000円

※１　ガソリン車・ハイブリッド車については、平成３０年排出ガス基準５０%低減又は平成１７年排出ガス基準７５%低減車が対象となります。

※２　天然ガス自動車については、平成３０年排出ガス基準適合又は平成２１年排出ガス基準１０%低減車が対象となります。

■納税の方法・納期

５月に送付される納税通知書に基づき納付してください。納期限は５月３１日です。（閉庁日の場合は翌開庁日）なお、自動車税のような月割課税制度はありません。

■減免制度

身体障害者、知的障害者、精神障害者及び生活保護法に基づく生活扶助を受けている方が使用する軽自動車等は、障害の程度・使用状況により軽自動車税の減免の対象となる場合があります。

申請期限は納期限までとなります。申請方法など詳しくはホームページ参照。

なお、減免は障害者１人につき普通自動車も含めて１台のみとなります。

事業所税

事業所税は、人口の集中する都市において、道路、公園、上・下水道、教育文化施設などの都市的設備の整備及び改善費用に充てるため創設された目的税です。枚方市内の一定規模以上の事務所又は事業所に対して課税されます。

■納税義務者

事務所又は事業所において、事業を行う法人又は個人

■資産割と従業者割

事業所税には、枚方市内の事業所用家屋の延床面積にかかる資産割と、算定期間中に支払われた枚方市内の事業所の従業者給与総額にかかる従業者割があります。税率、免税点（課税されない基準）、課税標準の算定期間は下表のとおり。

	資産割		従業者割
課税標準	事業所等の用に供する事業所用家屋の延床面積		算定期間中に支払われた従業者給与総額
課税標準の算定期間	法人	事業年度	
	個人	1月1日から12月31日	
税率	事業所床面積1㎡につき年額600円		従業者給与総額の100分の0.25
免税点	枚方市内の事業所の合計床面積（非課税部分を除く。）が1,000㎡以下		枚方市内の事業所の従業者数の合計（非課税に該当する者を除く。）が100人以下

※　免税点以下でも次の場合は事業所税の申告の義務があります。
・市内の事業所の合計床面積が８００㎡以上
・市内の従業者総数が８０人以上
・前事業年度に納付すべき事業にかかる事業所税額があった場合

■申告と納期限

法人の場合：事業年度終了の日から２か月以内に申告・納付
個人の場合：算定期間の翌年の３月１５日までに申告・納付

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設、消防施設等に要する費用に充てるために創設された目的税です。鉱泉浴場における入湯客に対して課税されます。

■納税義務者　　鉱泉浴場への入湯客

■税率　　入湯客１人１日につき、１５０円

■入湯税が免除される人

（１）年齢が満１２歳未満の人　　（２）共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する人

■納税の方法・納期

鉱泉浴場の経営者が入湯客から入湯税を徴収し、毎月１５日までに前月分を申告し、市に納付します。

市たばこ税

枚方市内で日本たばこ産業（株）や、特定販売業者などが、小売店に売り渡したたばこに対して課税されます。

■納税義務者

日本たばこ産業（株）、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

■税額の計算

枚方市内で売り渡した製造たばこの総本数　　×　　税率

平成２７年度税制改正及び平成３０年度税制改正により、製造たばこ・紙巻たばこ三級品に係る税率が下記のとおり段階的に変更となりました。

製造たばこ及び紙巻たばこ三級品	
実施時期	税率(1，000本につき)
～令和2年9月30日	5，692円
令和2年10月1日～	6，122円
令和3年10月1日～(現行)	6，552円

■加熱式たばこの課税方式の創設について

平成３０年度税制改正では、その製造特性を踏まえた加熱式たばこに係る課税方式が創設されました。製造たばこの本数への換算方法は、「重量」と「価格」を製造たばこの本数に換算する方式がとられ、この課税方式は平成３０年１０月１日から実施されています。

■納税の方法

日本たばこ産業（株）などの納税義務者が、前月中に売り渡した分について、その月の月末までに申告納付します。

■たばこ１箱に占めるたばこ税の額

たばこには、国と都道府県のたばこ税も課税されています。

●たばこ１箱（２０本入り）５８０円の場合

	金額	1箱に占める割合
市たばこ税	20 本×6．522円(1本あたりの税率)＝131．04円	22．6%
府たばこ税	20 本×1．070円(1本あたりの税率)＝21．40円	3．7%
国たばこ税	20 本×7．622円(1本あたりの税率)＝152．44円	26．3%
合計		52．6%

※　国たばこ税は、たばこ特別税を含む

※　財務省ホームページ参照

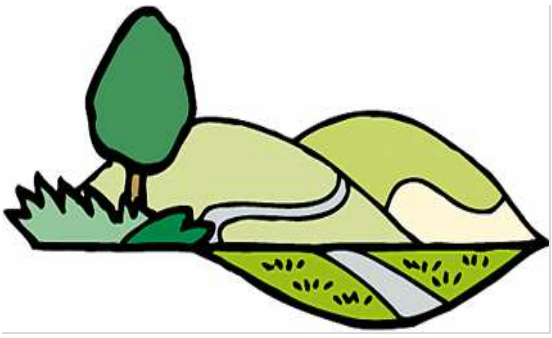
鉱産税

鉱物の掘採事業に対し、その鉱物の価格を課税標準としてその鉱業者に課税するものです。

■税額の計算

掘採された鉱物の価格　×　税率（１００分の１）

※　ただし、前月１日から同月末日までの期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が２００万円以下である場合においては、税率は１００分の０．７です。



Q & A

●個人市･府民税

〈個人市･府民税を納める人について〉

年の途中で引っ越した場合の個人市･府民税はどうなるの？

Q.　私は令和8年4月10日に枚方市からA市に引っ越しをしました。6月になって枚方市役所から令和8年度分の個人市･府民税納税通知書が送られてきました。A市からも納税通知書が送られてきますか?

A.　個人市･府民税はその年の1月1日現在にお住まいの市町村で課税されます。あなたの場合は、令和8年1月1日現在枚方市にお住まいでしたので、令和8年度分の個人市･府民税は枚方市で課税されます。したがってA市から納税通知書が送られてくることはありません。

死亡した人の個人市･府民税はどうなるの？

Q.　私の父は令和8年4月に死亡しましたが、父の個人市･府民税はどのようになるのでしょうか？

A.　あなたのお父様が納めていただくことになっていた、令和8年度分の個人市･府民税については、相続された人がその納税義務を引き継ぐことになり、残りの税額を納めていただくことになります。

（解説）
　個人市･府民税は、毎年1月1日現在市内に住所のある人に対して、前年中（1月から12月まで）の所得に基づいて課税されます。したがって、年の途中で死亡された人に対しても、前年中に一定の所得があれば課税されますので、その年度の個人市･府民税は納めていただかなくてはなりません。
　なお、令和7年中に死亡した人に対しては、令和8年度分の個人市･府民税は課税されませんが、所得税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは税務署へお問合せください。

〈個人市･府民税の課税･非課税について〉

パートやアルバイトで収入があった場合の個人市･府民税はいくら以上でかかる？

Q.　私は、パートとして働いています。年収がいくら以上で個人市･府民税はかかりますか？

A.　年収が 110 万円を超えると個人市･府民税が課税となります。なお、扶養親族が1人いる場合は 166 万円を超えると課税となるように、扶養する人数によって非課税となる基準が異なります。

所得税は発生しないが、市・府民税税額決定通知書が届いた。どうして？

Q.　私は、合計所得金額が55万円、合計所得控除額が60万円（扶養親族なし）で所得税が発生しなかったのですが、市･府民税税額決定通知書（市･府民税額5，300円）が届いたのはなぜでしょうか。

A.　個人市･府民税が非課税であるかどうかは前年中の合計所得金額で決定します。扶養親族がいない場合、合計所得金額45万円を超えると課税対象となります。あなたの場合、所得税は発生しませんが、個人市･府民税は発生されます。

（解説）
個人市・府民税は均等割と所得割で構成されています。
均等割は、前年中の合計所得金額が45万円（※）を超える場合、一律 4，300円が課税されます。
（※）扶養親族がいる場合は、前年中の合計所得金額の範囲は異なります。
所得割は、合計所得金額から合計所得控除額を除した残りの金額（1，000円未満切り捨て）に一律10％を掛けて算出された税額が課税されます。
また、分離課税申告を行った際、所得内に繰越控除がある場合、通算されるため所得税では所得はないこととされますが、個人市・府民税では合計所得金額（繰越控除通算前の所得金額）をみるため均等割が発生する場合があります。（P.4～6参照）

個人市・府民税が課税か非課税か知るにはどうしたらよいの？

Q.　私が課税か非課税かどうかを電話で教えてもらうことはできますか？

A.　お電話では基本、個人情報保護の観点から本人確認することができないため、お答えしておりません。
ただし、市民税課から送付した書類（市・府民税税額決定通知書等）をお持ちの場合は、その書類に「お問合せ番号」の記載がありますので、その番号をお伝えいただければ電話口でお答えすることは可能です。また、個人市・府民税が非課税の人については、書類を送付していませんので、本人確認書類を持参のうえ、市民税課までおこしください。

〈申告関係について〉

無収入の場合の申告は必要？

Q.　私は令和8年中無職で、収入は雇用保険の失業等給付のみでした。個人市・府民税の申告は必要ですか？

A.　個人市・府民税申告は各種行政サービスとも関係があるため、申告が必要となる場合があります。

（解説）
原則として、失業等の給付の申告は不要ですが、国民健康保険の被保険者等の方は、申告がない場合、保険料の算定上影響がある場合がありますので申告を行ってください。
また、各種給付金、保育所入所、就学援助、公営住宅入居、国民年金の免除手続き等各種サービス等の申請のため、市・府民税申告が必要となる場合があります。ただし、同一生計配偶者や扶養親族になっている場合は必要のない場合もあります。詳しくは、各種行政サービスの窓口にてお尋ねください。

給与所得以外の所得が20万円以下の場合の申告は必要？

Q.　私の令和8年中の給与収入は700万円で、妻と子ども1人を扶養しています。給与以外に講演料として15万円の所得がありました。税務署の確定申告では申告不要と言われましたが、個人市・府民税の申告は必要ですか？

A.　あなたの場合、個人市・府民税の申告が必要です。

（解説）
所得税については、講演料（報酬）が支払われる際に源泉徴収されていることなどから、給与所得者の場合、給与所得以外の所得の合計が20万円以下であれば所得税の確定申告は不要とされています。しかし、個人市・府民税には所得税のように支払い時に源泉徴収する制度はありません。また、前年の給与所得と給与以外の所得を合算して税額を計算しますので、所得の多少にかかわらず個人市・府民税の申告をする必要があります。
※　申告の際には、必要経費の領収書等をお持ちください。

公的年金のみの場合の申告はどうしたらよいの？

Q.　私の昨年の所得は公的年金のみで、公的年金収入は230万円です。公的年金からは所得税が源泉徴収されています。昨年、医療費がかなりかかったため、医療費控除を受けたいと思います。私の場合、所得税の確定申告は不要となるため、個人市・府民税の申告をすることになりますか？

A.　医療費控除を受けるためには申告が必要ですが、個人市・府民税の申告のみをされた場合は、個人市・府民税にのみ医療費控除が適用されます。

（解説）

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、年金以外の他の所得金額が20万円以下の年金所得者については平成23年分から所得税の確定申告は不要となりましたが、医療費控除を受けることにより、所得税が還付される場合は、所得税の還付申告をすることができます。

また、所得税の還付申告をされた場合は、個人市・府民税の申告は不要です。

公的年金からの市・府民税の特別徴収の引き去りは？

Q.　私は現在67歳で、公的年金を年間で300万円受け取っています。また年金から介護保険料を引き去りされていますが、個人市・府民税についても年金から引き去りとなるのでしょうか？

A.　あなたの場合、公的年金から個人市・府民税が引き去りされます(公的年金からの特別徴収)。

（解説）

4月1日時点で65歳以上の人のうち、次の要件をすべて満たしている人は、公的年金等からの特別徴収の対象となります。

① 介護保険料が年金から引き去り(特別徴収)されている人
② 老齢基礎年金等の額が18万円以上ある人
③ 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の金額以下の人

（参考）

当該年度4月より公的年金からの特別徴収が開始となるには、公的年金収入に係る特別徴収が前年度（4月・6月・8月・10月・12月・2月）より継続しており、当該年度においても引き続き公的年金収入からの特別徴収税額が発生する場合にのみ適用となります。

そのため、当該年度（4月1日時点）で65歳に達した場合や、下記の例の様に前年度の個人市・府民税が6月までに全額納付済の場合は、1期・2期については普通徴収の納付書で納めていただき、10月より公的年金からの特別徴収が開始されます。

（例）

令和7年度公的年金所得に係る税額：5，000円の場合

	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
公的年金からの特別徴収	3,000 円	2,000 円	―	―	―	―

令和8年度公的年金所得に係る税額：10，000円の場合

令和8年度	1期	2期		10 月	12 月	2 月
公的年金からの特別徴収	―	―	―	1,800 円	1,600 円	1,600 円
普通徴収	2,500 円	2,500 円	―	―	―	―

扶養控除の要件とは？

Q.　私は、アルバイトで年収が102万円でした。個人市･府民税は課税されると言われましたが、父の扶養控除対象者となりますか？

A.　あなたの場合、お父様の被扶養者になることができます。

（解説）
　合計所得が58万円以下であって、他の人の扶養でなければ個人市･府民税においてお父様の扶養控除の対象となります。例えば、給与収入が103万円の場合、給与所得控除が65万円ですので、所得は38万円となり、扶養控除の対象となります。

医療費を支払ったときの医療費控除額は？

Q.　令和8年中に妻が出産のため入院し、医療費として私は60万円を支払いました。健康保険から出産一時金として42万円の給付がありました。医療費控除の額はいくらになりますか？なお、令和8年中の給与所得は450万円、保険会社からの補てん金はありません。

A.　あなたの医療費控除額は8万円です。

（解説）
　医療費控除額は、医療費支払額より健康保険等からの給付金や補てん金を差し引いたものから、10万円か総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない金額を差し引いた金額が控除額となります。
　したがって上記の場合、総所得の5%は22万5,000円（＝450万円×5%）であり、22万5,000円＞10万円となるので控除額は、（60万円－42万円）－10万円＝8万円となります。

妻の公的年金から特別徴収される介護保険料などの社会保険料控除の適用範囲は？

Q.　扶養している私の妻の公的年金から介護保険料が特別徴収されている場合、私の社会保険料に加えて妻の介護保険料についても私が社会保険料控除の適用を受けることができますか？

A.　あなたの妻の介護保険料については、あなた自身が社会保険料控除の適用を受けることはできません。

（解説）
　介護保険料などの社会保険料が、あなたの妻の公的年金から特別徴収されている場合、その社会保険料を支払ったのは妻になります。したがって、あなたが支払った社会保険料ではありませんので、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。

生命保険金の受取後の税金はどうなるの？

Q.　私は、妻の死亡に伴い生命保険会社から保険金の支払いを受けました。個人市･府民税はどうなりますか？なお、保険料の負担者、保険金の受取人とも私です。

A.　あなたの場合、受け取った保険金は一時所得となり、個人市･府民税の課税対象となりますので申告が必要です。総所得に算入する計算方法は、次のとおりです。

一時所得＝{(保険金等－払込保険料等)－特別控除額50万円} ×1/2

（解説）

満期等により保険金を受け取った場合は、その保険契約において保険金等受取人と保険料負担者と被保険者が誰であるかによって、所得税及び個人市･府民税の対象となるのか、贈与税の対象となるのかが異なります。その関係は次の表のとおりとなります。

保険料契約等関係人			保険金発生事由及び課税関係	
保険料負担者	被保険者	保険金受取人	満期保険金	死亡保険金
A	A	A	Aの一時所得 （所得税、個人市･府民税）	
A	A	B	Bに贈与税	Bに相続税
A	B	A	Aの一時所得（所得税、個人市･府民税）	
A	B	B	Bに贈与税	
A	B	C	Cに贈与税	

上場株式等の配当（大口株主等を除く。）の申告は必要？

Q.　私が令和8年中に受け取った上場株式等の配当について、個人市･府民税の申告をする必要がありますか？

A.　あなたの場合、個人市･府民税の申告は不要です。

（解説）

上場株式等の配当は、支払時に所得税15%、住民税5%の税率で源泉徴収（特別徴収）されて、その時点で課税関係が完結する仕組みになっていますので、特に申告の必要はありません。（平成25年分からは所得税額に復興特別所得税が加算されています。）

ただし、源泉徴収税額の精算をしたり、上場株式等の譲渡損失との損益通算をするために確定申告することも可能です。

申告をした場合、源泉徴収された住民税額（配当割額）は所得割額から税額控除されます。

※　申告をすると、所得として合計所得金額に算入されますので、配偶者控除、扶養控除の判定や、所得金額を基礎に算定される国民健康保険料や介護保険料等に影響が出る場合がありますのでご注意ください。

源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得の申告は必要？

Q.　私は、令和8年中、源泉徴収口座内において上場株式等の譲渡所得がありました。
　　個人市･府民税の申告をする必要がありますか？

A.　個人市･府民税の申告は不要です。

（解説）
　源泉徴収口座内の譲渡所得は、支払時に所得税15%、住民税5%の税率で源泉徴収（特別徴収）されて、その時点で課税関係が完結する仕組みになっていますので、特に申告の必要はありません。（平成25年分からは所得税額に復興特別所得税が加算されています。）
　ただし、譲渡損失を申告分離課税にする選択をした配当所得と損益通算･繰越控除（3年間）したり、他の口座での損失と損益通算･繰越控除するためには税務署に所得税の確定申告をする必要があります。なお、繰越控除するためには連続して確定申告が必要です。
　申告をした場合、特別徴収された住民税額（株式等譲渡所得割額）は所得割額から税額控除されます。
※　申告をすると、所得として合計所得金額に算入されますので、配偶者控除、扶養控除の判定や、所得金額を基礎に算定される国民健康保険料や介護保険料等に影響が出る場合がありますのでご注意ください。

〈退職について〉

中途で退職した場合の個人市･府民税はどうなるの？

Q.　私は、令和8年9月末で退職しましたが、これまでは給与から個人市･府民税が引き去りされていました（給与からの特別徴収）。個人市･府民税はどうなるのでしょうか？

A.　あなたの場合、給与から引き去りされていない個人市･府民税の残額については個人での納付（普通徴収）となり、後日納付書がご自宅に届きます。ただし、退職時に会社に申出を行えば、退職金等から残税額を一括納付することもできます。

（解説）
　給与からの特別徴収で個人市･府民税を納付しておられた人が、年度途中で転勤や退職された場合は、次のとおり徴収されます。
①　転勤の場合
　転勤先の会社で引き続き特別徴収されます。
②　6月～12月に退職された場合
　残税額は個人での納税（普通徴収）となり、後日納税通知書が自宅に届きます。ただし、退職時に退職金などから一括納付の申出を会社に行えば、残税額を一括納付することもできます。
③　翌年1月～4月に退職した場合
　残税額を退職金などから一括納付します。この場合、本人からの申出がなくても、この方法で納付していただくことになっています。
（注意）　税額は前年の所得に基づいて課税されますので、退職後無職であっても納税通知書が送られてくることがあります。新しく就職した場合で納期が過ぎていない残税額については給与より引き去り（給与からの特別徴収）に変更することも可能です。

退職した翌年に個人市･府民税納税通知書が送付されてきたがどうして？

Q.　令和8年11月に退職し、現在は無職なのに令和9年度個人市･府民税納税通知書が送付されてきました。どうしてですか？

A.　個人市･府民税は前年中（1月1日から12月31日まで）の所得に基づいて、翌年に課税します。あなたの場合、令和8年中退職されるまでの所得に基づいて令和9年度個人市･府民税が課税されたものと思われます。詳細は、納税通知書をご確認ください。

〈その他〉

個人市･府民税課税（所得）証明書の請求手続きはどこでできるの？

Q.　課税（所得）証明書が必要なのですが、どこで手続きができますか？

A.　課税証明書の発行手続きは、市役所本館1階証明発行コーナー、北部支所、津田支所、香里ケ丘支所で行っています。

　また、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを利用すれば、全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）でも発行できます。

　コンビニ交付サービス時間帯：6時30分～23時（年末年始（12月29日から1月3日）、システムメンテナンス時は除く。）

※　証明書コンビニ交付サービスについては、市民課にお問合せください。

給与支払報告書の提出はどのようにするの？

Q.　給与支払報告書の提出は枚方市役所市民税課窓口のみですか？

A.　給与支払報告書は市民税課窓口にお持ちいただくか、郵送していただきますようお願いします。

　eLTAX（エルタックス）による申告もできます。

　eLTAX（エルタックス）とは、市税に関する申告及び申請･届出の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです（事前に利用届出が必要です）。eLTAXでの申告にあたって必要な手続きはホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）でご確認ください

ふるさと納税の上限額を知るにはどうしたらよいの？

Q.　ふるさと納税を検討していますが、どれくらいまでふるさと納税ができるのでしょうか？

A.　年間の収入が確定するのが 12 月であるため、あくまで前年の収入額･所得控除額での算定となりますが、本市ホームページ内の「市･府民税申告書作成コーナー」の中の「住民税試算システム」に「ふるさと納税の簡単計算」を掲載していますので、それをご利用の上、試算してください。

（注）Q＆A 中、「個人市･府民税」及び「市･府民税」は、令和6年度から「市民税･府民税･森林環境税」に読み替えて下さい。

●法人市民税

事業年度途中で事務所等を廃止した場合の均等割はどうなるの？

Q.　3月末決算の法人（資本金1,000万円、枚方市内従業者数10人）で、枚方市内の事務所を9月15日で廃止しました。均等割額はどうなりますか？

A.　この場合、法人市民税均等割は月割計算により課税されます。存在月数は5か月となるので、

$$\text{均等割額} = 50{,}000\text{円} \times \frac{5\text{か月}}{12\text{か月}} = 20{,}800\text{円となります（100円未満切捨て）。}$$

（解説）

事業年度途中で事務所を廃止した場合、均等割は枚方市内に事務所を有していた月数により課税されます。月数は暦にしたがって計算し、1か月未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。ただし、事務所を有した期間が1か月未満の場合は1か月となります。

なお、法人税割については、分割法人の税割額の算定に用いる従業者数を按分します。法人税割の計算は以下のとおりです。

$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数（端数切り上げ）}}{\text{その算定期間の月数}}$$

法人市民税申告書等の提出はどのようにするの？

Q.　法人市民税の申告書等及び事業所税申告書の提出は枚方市役所市民税課窓口のみですか？

A.　法人市民税、事業所税申告書は市民税課窓口のほか、郵送（提出日は消印有効）、eLTAXによる提出ができます。郵送で送付される際、控の返送が必要な場合は返信用の封筒を同封してください。

また、eLTAXでの申告にあたって必要な手続きはホームページ（http://www.eltax.jp/）でご確認ください。

特定非営利活動法人（NPO法人）の法人市民税は？

Q.　枚方市内に特定非営利活動法人（NPO法人）を設立しましたが、法人市民税は課税されますか？

A.　NPO法人の法人市民税については、法人税法施行令第5条に規定する収益事業を行っている法人であれば普通法人（株式会社、有限会社等）と同様に法人税割・均等割ともに課税されます。収益事業を行っていない場合は、条例により課税免除となります。

●軽自動車税

年度途中で廃車した場合の軽自動車税はどうなるの？

Q.　私は、軽自動車税を5月に納めましたが、8月にその軽自動車（軽四輪）の廃車手続きをしました。年度の途中で廃車した場合、税金は月割りで還付されますか？

A.　軽自動車税は、4月1日現在登録されている人に対して年税として課税されるため、月割計算は行いません。あなたの場合、8月に廃車されていても本年度の年税額が課税され、翌年度より課税されなくなります。

（解説）
　4月2日以降に軽自動車等を譲渡や廃車の手続きをした場合、年税額が課税されますが、逆に4月2日以降に登録手続きをした場合は4月1日に所有されていないことになり、本年度は課税されず、翌年度から課税されます。

バイク（原動機付自転車）が盗難された場合の手続きはどうしたらよいの？

Q.　原付バイクの盗難に遭い警察に盗難届を出しました。市役所でも何か手続きは必要ですか？

A.　盗難届受理番号、所有者の印鑑をお持ちのうえ市民税課で登録抹消手続き（廃車申告）が必要です。

（解説）
　軽自動車等を所有しなくなったとき、登録を取り消すための手続き（廃車申告）が必要です。廃車申告がない場合、所有されているものとみなして引き続き軽自動車税が課税されます。排気量が125cc以下のバイクの廃車申告は枚方市役所が窓口となります。標識（ナンバープレート）の返却が必要ですが、盗難被害に遭った場合は標識返納の代わりに警察へ届出した際の受理番号が必要です。

　なお、軽四輪・軽三輪自動車の場合は軽自動車検査協会高槻支所（TEL：050－3816－1841）、軽二輪・小型二輪（125cc超えのバイク）の場合は大阪運輸支局（TEL：050－5540－2058）が窓口となります。

●事業所税

貸ビル等を所有している場合の事業所税はどうなるの？

Q.　A社が枚方市内に1,500㎡のビルを所有していますが、B社にビルの全部を貸付けて、B社が事業を行っています。事業所税は所有者であるA社に課税されますか？

A.　この場合、納税義務者は貸ビル等を借りて事業を行っているB社となります。ただし、事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸付けているA社は、貸付けを行った日の属する月の翌月の末日までに、事業所用家屋の床面積その他必要な事項を申告する必要があります。申告の際は、「事業所家屋の貸付状況申告書」により申告してください。

■市税に関する証明と閲覧

枚方市では、各種の税証明書を発行しています。
使用目的に応じて各税証明書を取扱窓口で請求してください。

●お取扱い時間

月～金曜日　午前９時～午後５時３０分

	税証明書の区分	主な使用目的	手数料	窓口
市民税関係	課税（所得）証明書	児童手当等の申請、府・市営住宅の入居及び継続、奨学金申請、金融機関の融資	１件　３００円	市役所本館１階証明発行コーナー 津田支所 香里ケ丘支所 北部支所 （固定資産名寄帳は、縦覧期間中にかぎり、資産税課でも発行可）
	法人所在地証明書	自動車の登録、社会保険加入		
納税関係	納税証明書	金融機関の融資	１件　３００円	
	滞納無証明書	下水道融資等		
	軽自動車税納税証明書	継続検査	無料	
資産税関係	固定資産評価証明書	登記、相続税・贈与税算定、資金の借入、訴訟物の価額算定	最初の１物件　３００円 物件が増すごとに１物件 １５０円加算	
	固定資産公課（課税）証明書	売買時の税額精算、競売手続き		
	所有証明書	土地・家屋等の所有者確認		
	固定資産名寄帳	税額の物件別内訳の確認	１納税義務者　３００円 ただし縦覧期間中は無料	
	住宅用家屋証明書	登録免許税軽減申請用	１件　１，３００円	市役所本館２階資産税課
	土地閲覧台帳、家屋閲覧台帳、分筆図及び地籍図の閲覧	土地・家屋の記載事項確認	１種類　３００円	
	固定資産課税台帳の閲覧	評価額等の確認	最初の１物件　３００円 物件が増すごとに１物件 １５０円加算 ただし、縦覧期間中は無料	

※課税（所得）証明書については、個人番号カードを利用すれば、コンビニエンスストアで取得できる証明書コンビニ交付サービスを実施しています（１件２００円）。利用できるコンビニは、セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテールです。利用できる時間は午前６時３０分から午後１１時までです。詳しくは市民課までお問合せください。

■市税等に関するお問合せ

■枚方市役所

区　分		名　称	電　話	ＦＡＸ
本庁	市税の窓口	市民税課 （法人市民･事業所･市たばこ税） （軽自動車税） （個人市民税）	 072-841-1314 072-841-1352 072-841-1353	072-841-3039
		資産税課	072-841-1361	
		納税課 （管理） （徴税）	 072-841-1379 072-841-1380	
	市税の証明	市民課 （証明発行コーナー）	 072-841-1306	
支所	市税の証明	津田支所	072-858-1502	072-858-8364
		香里ケ丘支所	072-854-0401	072-852-3032
		北部支所	072-851-0330	072-855-2044

■国税・府税の窓口

区　分	名　称	住　所	電　話	ＦＡＸ
国税	大阪国税局	大阪市中央区大手前 1-5-63	06-6941-5331	―
	枚方税務署	枚方市大垣内町 2-9-9	072-844-9521	―
府税	大阪府税務局	大阪市住之江区南港北 1-14-16	06-6210-9124	06-6210-9933
	北河内府税事務所	枚方市岡東町 19－1 ステーションヒル枚方オフィスＢ９階	072-844-1331	072-846-3988

■その他関係機関の窓口

区分	名称 住所	電　話 ＦＡＸ
軽三輪・軽四輪自動車の手続き	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所	050-3816-1841
	高槻市大塚町 4-20-1	072-676-9131
軽二輪(250cc 以下)・二輪の小型自動車(250cc 超)の手続き	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局	050-5540-2058
	寝屋川市高宮栄町 12-1	072-825-0499
不動産・法人の登記	法務省 大阪法務局 枚方出張所	072-841-2524
	枚方市大垣内町 2-4-6	―

■編集と発行　　枚方市 市民生活部　市民税課

〒５７３－８６６６
枚方市大垣内町２丁目１番２０号　TEL　０７２－８４１－１２２１（代表）
FAX　０７２－８４１－３０３９